

広島市規則第26号

令和8年3月27日

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則（令和3年広島市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「若しくは」を「、」に改め、「第10号の2」の右に「若しくは第12号」を、「配偶者特別控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額」を加える。

第5条第1項及び第3項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第6条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に、「によって」を「により」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条第2項の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第1号の規定は、令和7年以後の所得の額の計算について適用し、令和6年以前の所得の額の計算については、なお従前の例による。